

要求水準書（案）に対する質問・意見への回答

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	要求水準書（案）	2	第1	3	(1)		運営権者に求める基本方針	質問	「新たに使用する耐震管の規格」と有りますが、鑄鉄管以外の耐震性のある材料を、水道局様及び道路管理者様に承認して頂ければ、使用しても良いと言う事でしょうか。（例えば、H I V P、ポリ管他）	市の「調達用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、「要求水準書（案）第4-3-(1)-キ」の要求事項を満たす必要があります。	
2	要求水準書（案）	9	第1	9			老朽管	質問	老朽管の定義は法定耐用年数の超過の有無であり、耐震管であっても法定耐用年数40年を超過した管は「耐震管かつ老朽管」という分類でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	要求水準書（案）	9	第1	9			耐震管	質問	耐震管の定義は指定の管種であるかであり、法定耐用年数40年を超過した耐震継手のダクタイル鑄鉄管は「耐震管かつ老朽管」という分類でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	要求水準書（案）	13	第1	9			耐震適合管	質問	耐震適合路線に布設されている、K形継手やT形継手は耐震継手と見なしているのでしょうか。阪神淡路大震災の時、上記継手の離脱で漏水していた箇所がかなり有りました。K F 継手だと解るのですが。	市が判定した良質な地盤に埋設されている基幹管路のうち、K形継手やT形継手（平成11年以降に製造し、布設したものは、「耐震適合管」に位置付けていますが、「耐震管」には位置付けておりません。	
5	要求水準書（案）	16	第1	9			大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画	意見	PFI事業では本計画の後半を引き継ぐこととなりますので、平成30年度からの進捗を開示願います。また、本計画については今回の守秘義務付き開示資料に含め開示資料と位置付けていただくことを要望します。	平成30年度からの進捗に関しては、「守秘義務対象資料（第一次）」をご確認ください。また、本運営事業における定量的指標や関連する要求事項は「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」の内容を踏まえたものとなっております。当該計画自体は、基本協定締結後に優先交渉権者に開示を予定しています。	
6	要求水準書（案）	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	実施体制に関する事項	質問	「市内一円又は市域を複数に分割した地区別の配水管更新工事を実施する施工グループを編成し」とありますが、配水管更新工事に係る業務別（例、舗装のみ、掘削のみ）の施工グループを編成することは可能でしょうか。	運営権者の裁量に委ねる範囲となります。
7	要求水準書（案）	21	第2	2	(3)	ア	(オ)	実施体制に関する事項	意見	地区別の施工グループ編成、というのは、事業コスト圧縮、倍速化に向けた運営権者の創意工夫に影響がある制約事項と考えますので、再考をお願い致します。	施工グループの編成は、地区別又は市内一円とするなど、その範囲は運営権者の裁量に委ねています。
8	要求水準書（案）	21	第2	2	(3)	イ		業務責任者等の配置	質問	「事前に市の承認を得ることとする」とありますが、承認申請する申請書のひな型はありますでしょうか。	水道施設運営等事業技術管理者及び業務責任者を構成企業等から出向又は派遣により運営権者へ配置する場合は、任意の様式により作成し、事前に市の承認を得てください。
9	要求水準書（案）	23	第2	2	(3)	オ		再委託等に関する事項	質問	本事業運営に必要なICTツール等のサービス利用については、この限りではない（本条の適用範囲外）という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のようなケースについても、再委託等に関する要求水準を満たす必要がありますが、詳細について、競争的対話等の事業者選定手続きにおいて協議することは妨げません。
10	要求水準書（案）	25	第2	2	(6)			人材育成・技術力の確保に関する事項	質問	必要な措置を講じるべき本事業の従事者とは、運営権者（S P C）の人員との理解でよろしいでしょうか。	本事業の従事者とは、運営権者をはじめ、施工実施者等、本事業に従事する全ての者のことです。
11	要求水準書（案）	26	第2	2	(7)			調査研究・技術開発への対応に関する事項	質問	新技術開発は必須条件であり、未達の場合のペナルティなど縛りがあるのでしょうか。	本事業に関する調査研究・技術開発については、運営権者が積極的に取り組むことを求めており、市は具体的で効果がある提案を評価することとなります。運営権者が提案した内容のうち遵守義務を負うものについては、「モニタリング計画（案）」において、要求水準と同等に取り扱うこととしています。
12	要求水準書（案）	26	第2	2	(8)			地域との共生に関する事項	質問	「広報及び情報配信」について、大阪市の既存の広報ツール、メディア（広報誌、公式HP、SNS等）を無償で活用させていただくことは可能でしょうか。	運営権者自らが、広報及び情報配信に係る手法及び環境整備等を実施することとなります。ただし、市の広報媒体を活用することを運営権者が希望する場合、適宜協議することを想定しています。
13	要求水準書（案）	26	第2	2	(8)			地域との共生に関する事項	質問	本事業の円滑な推進に当たり、必須となる広報及び情報配信の、媒体、回数などに具体的なルールはございますでしょうか。	広報及び情報配信に係る媒体、回数等については、応募者でご判断ください。
14	要求水準書（案）	27	第2	2	(12)			事業の引継ぎに関する事項	意見	本事業終了時に、運営権者の負担で引継ぎの実施を行う旨が詳細に記載されているが、事業開始時に同水準の引継ぎを市担当者から運営権者に実施してもらえるのが公平と考えます。取り計らい願います。	募集要項No.21の回答をご確認ください。
15	要求水準書（案）	28	第2	2	(12)	ア	(イ)	C 施工業務関係	質問	「ICTを活用した施工管理手順書」とありますが、ICTが知的財産権に係るものである場合には作成対象外という認識でよいでしょうか。	事業の引継ぎに際しての知的財産権の取扱いについては、「公共施設等運営権実施契約書（案）第71条及び第95条」等を踏まえて、作成、提出していただくこととなります。ただし、競争的対話において、本運営事業及び附帯事業に導入することを想定している知的財産権対象技術の内容等を踏まえて協議することは妨げません。
16	要求水準書（案）	31	第3	2	(2)			路線設定	質問	配水管更新路線選定（全体事業計画や中期事業計画の作成）に於いて、現在、水道局様が行われている戦略や浄水場の年間上水処理計画及び配水系統別水量分担計画等の開示はして頂けるのでしょうか。	戦略については、ご質問の趣旨が不明確なため、回答は差し控えていただきます。年間浄水処理計画、配水系統別水量分担計画は半年度で策定しているため、毎年度、翌年度1年分の計画を提示します。
17	要求水準書（案）	33	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	質問	市が実施する導水管及び送水管の事業量の中で、（導水管・・・、耐震適合管ではなく、かつ老朽管に位置付けられている管路について、約25kmの更新を予定。）とありますが、その更新管路の位置とそれぞれの完成年度の情報は開示できますでしょうか。	導・送水管の更新に関する情報については、基本協定締結後に優先交渉権者に対し、必要に応じて開示します。なお、「要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」の定量的指標の計算にあたっては、当該管路の耐震管への更新が6事業年度までに完了したものととして算出するものとします。
18	要求水準書（案）	33	第3	3	(1)	ア		配水管更新計画の策定と管理	質問	市が実施する予定としている約25kmについて、各場所、管材、管径等の詳細情報をご教授ください。	

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2		細節3		
19	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問	募集要項P29(1)施設の概要を基に算出すると、6事業年度末までに更新する管路は (イ)管路の耐震化率 5,223×48% - 1,609 = 898km (ウ)基幹管路の耐震適合率 749×96% - 482 = 238km (エ)管路の老朽化率 5,223×44% - 2,651 = 353km となり、更に加えて(オ)配水機場から災害医療機関及び広域避難場所に至る路線については、6事業年度末までに全て耐震管に取り替えること。と示されています。 6事業年度末の定量的指標は目安で、未達の判定は16事業時点のみと考えて良いですね。	「要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」については、6事業年度末の定量的指標は目安であり、未達の判定は16事業時点です。一方、「要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(オ)」については、6事業年度末の定量的指標は要求事項であり、目安ではありません。
20	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	配水管更新計画の策定と管理	質問	配水管更新の事業量に関して達成すべき定量的指標のうち、管路の耐震管率、基幹管路の耐震適合率、管路の老朽化率についてお伺いいたします。 基準となる目標値は、指標の分母を提案時の延長として算定した場合の数値とし、運営事業期間中(16年間)に変わることはないとの理解でよろしいでしょうか。また、変わる場合は、どのような状況で、誰が変える管理をされるのか、ルールをあらかじめ明確にしていたく必要があるのではないのでしょうか。	定量的指標の算出方法については、「モニタリング計画(案)別紙3」にお示ししているとおりであり、当該指標を算出する際分母延長は、運営事業期間中の整備内容に応じて増減します。
21	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	定量的指標	意見	6事業年度までの定量的指標を試算された報告書を共有頂けないでしょうか。	「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」は基本協定締結後に優先交渉権者に開示を予定しています。なお、本運営事業における定量的指標や関連する要求事項は「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」の内容を踏まえたものとしています。
22	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(イ) 6事業年度末の管路の耐震管率	質問	6事業年度末の目安値を記載いただいておりますが、どのような試算で設定されたものでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
23	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(イ) 配水管更新計画の策定と管理	質問	募集要項P29(1)施設の概要および要求水準から、6事業年度末までに更新する管路は (イ)管路の耐震化率 48% 5,223×48% - 1,609 = 898km となります。 16事業年度末までの耐震化率 69% 5,223×69% - 1,609 = 1,995km に対し45%となります。 年平均の更新管路延長は 150kmとなります。 事業当初の施工割合が著しく多くなりますが定量的指標の設定見直しは可能でしょうか	定量的指標は、公募の条件としてご理解ください。 なお、「要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」については、6事業年度末の定量的指標は目安としての取扱いです。
24	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(ウ) 6事業年度末の基幹管路の耐震適合率	質問	6事業年度末の目安値を記載いただいておりますが、どのような試算で設定されたものでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
25	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(ウ) 配水管更新計画の策定と管理	質問	募集要項P29(1)施設の概要および要求水準から、6事業年度末までに更新する基幹管路は (ウ)基幹管路の耐震適合率 96% 749×96% - 482 = 238km 16事業年度末までの耐震化率 100% 749×100% - 482 = 267km に対し89%となります。 年平均の更新管路延長は 45kmとなります。 事業当初の施工割合が著しく多くなりますが定量的指標の設定見直しは可能でしょうか	定量的指標は、公募の条件としてご理解ください。 なお、「要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(イ)から(エ)」については、6事業年度末の定量的指標は目安としての取扱いです。
26	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(エ) 6事業年度末の管路の老朽管率	質問	6事業年度末の目安値を記載いただいておりますが、どのような試算で設定されたものでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
27	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(オ) 6事業年度末までに取り換える必要のある重要給水施設までの管路	意見	箇所数での記載のため、129ヶ所全てを更新すると何kmの管路を更新することになるのかわかりかねます。箇所毎に管径並びに管長の構成について情報提供をお願いします。	重要給水施設路線のそれぞれの対象路線及び管径と延長については、「守秘義務対象資料(第一次)」を参照いただいたうえで、管路情報管理システムで確認いただくことが可能な情報です。
28	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(オ) 6事業年度末までに取り換える必要のある重要給水施設までの管路	質問	129ヶ所に係る管路網は、6事業年度末までに現実的に全て更新できる作業量なのでしょうか。(単純に120km/年と想定するのではなく、管径に応じて施工時間が異なることを踏まえて。)	定量的指標は、公募の条件としてご理解ください。
29	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(オ) 配水管更新計画の策定と管理	質問	配水機場から災害医療機関及び広域避難場所 129箇所 に至る路線については、6事業年度末までに全て耐震管に取り替えること。と示されています。 事業当初の施工割合が著しく多くなりますが定量的指標の設定見直しは可能でしょうか	定量的指標は、公募の条件としてご理解ください。
30	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	ア	(オ) 配水管更新計画の策定と管理	質問	「重要給水施設のうち、排水機場から災害医療機関及び広域避難場所に至る路線」を6事業年度末までに全て耐震管に取り替える旨の定量的指標がありますが、「全て」とは「現時点での129箇所全て」と「6事業年度末の時点における箇所全て(129箇所以上の可能性もあり得る)」のどちらでしょうか。	「現時点での129箇所全て」です。
31	要求水準書(案)	33	第3	3	(1)	イ	配水管更新計画の策定と管理	質問	募集要項P29(1)施設の概要および要求水準から、6事業年度末までに更新する管路は 16事業年度末までの耐震化率 69% 5,223×69% - 1,609 = 1,995km となります。 (ア)に示された更新する配水管延長1,800km以上の条件に比べ約200km(10%)増加しますが間違いはないでしょうか	「管路の耐震管率」に関し、その定量的指標の達成に必要な事業量には、市が実施する工事が含まれています。このため、運営権者において、1,800kmの更新を行っていただきますと、16事業年度末において、当該指標が達成できるような制度設計となっています。市が実施する工事については、「守秘義務対象資料(第一次)」をご確認ください。
32	要求水準書(案)	34	第3	3	(2)	ア	断水リスクの低い耐震管路網の構築	質問	(ア)(イ)に記載のある内容のみが「断水リスクの低い耐震管路網の構築を達成する更新路線の選定にあたって市が別途提供するテンプレート」に掲載されているという認識でよいでしょうか。	資格審査申込者に対しテンプレートを開示していますので、内容をご確認ください。
33	要求水準書(案)	34	第3	3	(2)	ウ	水管橋	質問	「水管橋は、(中略)重要給水施設に至る路線と『整合を図ること。』とありますが、整合を図る意味がわかりかねます。	重要給水施設に至る路線の選定にあたり、当該路線上に位置する水管橋も更新路線と位置付けることを要求しています。
34	要求水準書(案)	35	第3	3	(2)	エ	路線選定	質問	地域的な偏りの目安はどのように定めていますか	路線選定にあたり、ある特定の行政区や地区のみに更新対象が偏ることがないように配慮することを求めています。
35	要求水準書(案)	35	第3	3	(2)	オ	路線設定	質問	過去の漏水事故履歴や土壌特性区分等の情報は開示して頂けるのでしょうか。	過去の漏水事故履歴や土壌特性区分については、「守秘義務対象資料(第一次)」にお示ししています。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2				
36	要求水準書(案)	35	第3	3	(2)	オ	路線設定	質問	出水不良の消火栓等の付属設備は、配水設備修繕工事で修繕されるのではないのでしょうか。	出水不良の消火栓の配置は、路線選定時の優先順位を決定する際に考慮する要因のひとつとすることを要求しており、市は当該情報について運営権者に提供することとします。
37	要求水準書(案)	35	第3	3	(2)	ク	路線設定	質問	過去の水道局様の計画で、更新出来なかった路線を、今回の事業で更新する路線はあるのでしょうか。	今回の事業で更新する路線において、今後とも更新ができないと判断した路線はございません。 なお、これまで市においては、路線選定時において、その時点で更新が困難と判断した路線が発生した場合、直ちに、布設ルートの変更、非開削工法の導入、関係先との早期協議や密な工程調整などの対策を講じることで、代替路線を確保する措置を講じてきました。
38	要求水準書(案)	35	第3	3	(3)	ア	管路構成の決定	質問	本文の内容から判断して、水利計算や過去の検討書や水圧の確保が出来れば、縮径も可能と判断してもよろしいのでしょうか。又その際は、水道局様からご教授頂けるのでしょうか。	過去の検討書等を踏まえ、「要求水準書(案)第3-3-(3)及び別添1-(2)」を満たす管路構成計画を運営権者が市に提出し、これを市が承認した場合、口径の縮小が可能となります。
39	要求水準書(案)	37	第3	4			参照文書	意見	口径等決定に係る過年度の検討書は、基本協定締結後に提供予定とありますが、事業計画策定に必要な情報のため、資格審査結果通知後に開示願えませんかでしょうか。	募集要項No.77の回答をご確認ください。
40	要求水準書(案)	37	第3	4			参照文書	意見	大阪市水道局事業継続計画、大阪市水道局管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画は、事業計画の把握、実施計画の策定に必要なため、今回の守秘義務付き開示資料に含め開示資料としていただくことを要望します。	
41	要求水準書(案)	41	第4	3		ウ	要求水準	質問	最新の技術基準等を、設計業務に関わる全ての者に共有したうえでとありますが、構成企業内で独占的な実施権を有する技術についても該当するのでしょうか？	管路更新において有用な最新技術については、S P C内部をはじめ、必要に応じて委託先も含めて共有いただき、積極的にご活用を検討いただきたい考えです。ただし、当該技術を共有することにより、それを提供した企業の利益を損なうものであれば、その限りではありません。
42	要求水準書(案)	43	第4	3	(3)	イ (ア)	浅層埋設の適用を求める場合	質問	浅層埋設について、土被り等具体的な定義をご教示ください。	「守秘義務対象資料(第二次)」にお示ししています。
43	要求水準書(案)	43	第4	3	(3)	ウ	埋設調整	質問	「大阪市道路工事調整協議会」及び「企業間調整」での資料作成は運営者側で行い、「調整協議会への出席は水道局様と同席」の認識でよろしいのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 なお、同協議会の意向により、埋設物管理者(水道局)のみの出席を要請される調整業務又は会議もあるため、その際は、市で対応いたします。
44	要求水準書(案)	43	第4	3	(3)	ウ	「大阪市道路工事調整協議会」における調整	質問	「「大阪市道路工事調整協議会」等において行う工事計画に関する調整に諮る」とありますが、通常どの程度の期間を要すると考えれば良いのでしょうか。	調整図面案が完成して以降、水道局の担当調整員が下見を行い、企業間調整(各公益企業者の調整員に調整図面の確認)、本調整(道路管理者による確認)が完了するまでの期間としては、通常、1ヵ月程度です。 なお、上記期間については、大きな誤りや協議漏れ等がない状態で調整図面等の書類が提出されていることを前提とするものです。
45	要求水準書(案)	43	第4	3	(3)	ウ	大阪市道路工事調整協議会	質問	配水管の所有権は市であることから、大阪市道路工事調整協議会へは市のご担当者のみが出席という認識でよいのでしょうか。	大阪市道路工事調整協議会で行う各種会議には、基本的に運営権者にもご同席いただきたく予定です。なお、同協議会の意向により、埋設物管理者(水道局)のみの出席を要請される調整事務又は会議があるため、その際は、市で対応いたします。
46	要求水準書(案)	44	第4	3	(6)	ア	設計段階で作成が必要となる図面	質問	表1に記載をされていますが、用途が満たせれば記載の図を作成しないことは可能でしょうか。	関係者より求めがあり、円滑な協議等に必要なものですので、公募の条件としてご理解ください。
47	要求水準書(案)	45	第4	3	(7)		施工実施者の選定	質問	「公平・公正性を確保し」とありますが全て入札によって選定をしなければならないということでしょうか。	工事発注(入札)方法・ルール等については、要求水準書(案)の各種要件を満足する範囲において、運営権者の裁量に委ねるものです。
48	要求水準書(案)	46	第4	3	(7)		施工実施者の選定	意見	倍速化に向けた施工量を確保するためには、柔軟な施工実施者選定が不可欠と思われます。ア～エを遵守とありますが、ア～エに準ずることとしていただけないのでしょうか。	原文のとおりとします。公募の条件としてご理解ください。
49	要求水準書(案)	46	第4	3	(7)	ア	施工実施者の選定：優良な市内事業者	質問	優良な市内事業者の現状のリストを供与いただけないのでしょうか。	市ホームページに、過去5年間の市発注の配水管工事のうち75点以上の工事成績点取得者を公開していますので、そちらを参考にご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000470775.html
50	要求水準書(案)	49	第4	4			参照文書	質問	参照文書(マニュアル・要領書)のうち～設計ガイドについて、資格審査後の提供はできないのでしょうか。	募集要項No.77の回答をご確認ください。
51	要求水準書(案)	49	第4	4			参照文書	意見	規定類に示された～「設計ガイド」を優先交渉権者の決定に先立ち開示して頂けないでしょうか、事業提案書作成に際して必要な資料と考えています。	
52	要求水準書(案)	49	第4	4			参照文書	意見	計画・設計・施工に関する詳細な検討を行うため、設計ガイド【管路編】、設計ガイド【異形管防護編】、設計ガイド【設計計算例編】、配水管工事施工ガイド～について、守秘義務の遵守に関する誓約書等を提出した資格審査書類提出企業に対して速やかに共有頂けないでしょうか。	
53	要求水準書(案)	49	第4	4			参照文書	質問	マニュアル・要領書の基本協定締結後に優先交渉権者に提供予定とありますが、事業提案書の作成に必要としますので資格審査書の提出企業へ提供いただけませんか。	
54	要求水準書(案)	49	第4	4			参照文書	意見	配水管新設基準、道路工事、地下埋設工事に関する調整業務の手引きは、業務内容の把握、実施体制検討に必要なため、今回の守秘義務付き開示資料に含め開示資料としていただくことを要望します。	

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
55	要求水準書(案)	50	第5	2	(1)		各種許可申請手続き	質問	又、占用料金は運営者側が支払うのでしょうか。運営者側で支払う場合は、今回の事業費に含まれるのでしょうか。又、過去の実績で占用料金は、年間幾ら位の支払いになるのでしょうか。	更新後の配水管に係る占用料を運営権者に負担いただく想定はありません。	
56	要求水準書(案)	50	第5	2	(1)		各種許可申請手続き	質問	洗浄排水に伴う下水道使用料金は、運営権者は支払うのでしょうか。又、その場合は事業費に含まれるのでしょうか。又、過去の実績で下水道使用料金は、年間幾ら位の支払いになるのでしょうか。	下水道使用料は運営権者においてお支払いいただきます。なお、年間の支払額については「守秘義務対象資料(第一次)」にお示ししています。	
57	要求水準書(案)	51	第5	2	(3)		地元調整	質問	地元調整にあたっての明確な対応ルールはございますでしょうか。(km以上の工事の場合は住民説明必須、断水がある場合は住民説明、HP周知等)	地元調整について明確な対応ルールはありませんが、市では町会長等の地域代表者への説明、沿道の住民や事業所等への工事PR文書や断水PR文書の配布、個々からの問い合わせ、意見が寄せられた場合の個別説明などの方法により行っており、運営権者にも同様に丁寧な対応を求めます。	
58	要求水準書(案)	51	第5	2	(6)		工事完成検査	質問	市による確認を受ける業務とありますが、市は工事完成検査にどの程度関わることを想定されておりますか。現在実施している完成検査と同等で、工区単位(500~1,000m)で逐一確認検査を行うことを想定しておりますでしょうか。	現在、市が実施している工事完成検査時の確認は、運営権開始以降は、当該工事の内容が要求水準を満たしていることの確認を運営権者にて行っていただきます。市は、運営権者による確認が適正に行われていること、及び市が確認する完成図書類において要求水準が満たされているかの確認を行います。	
59	要求水準書(案)	52	第5	3	(1)	ア	各種許可申請手続き	質問	工事に必要な認可・承認・承諾を得るため、道路管理者、河川管理者、その他施設管理者、交通管理者との協議に必要な日数を教えてください。	道路管理者等との協議に必要な日数については、「モニタリング計画(案)別紙2-1」をご参照ください。なお、「守秘義務対象資料(第二次)」にて事例をお示ししています。	
60	要求水準書(案)	52	第5	3	(2)	イ	施工協議	質問	「工事施工にあたっては、掘削調査により埋設物の位置を確認すること」とありますが、全ての工事施工において掘削調査を行うという理解でよろしいでしょうか。また、掘削を行わずに地上から埋設物の位置を確認する手法を取れる場合、そちらを採用しても問題ございませんでしょうか。	掘削調査による埋設物の位置確認については、ご理解のとおりです。掘削せずに地上から埋設物の位置を確認する手法の導入については、埋設物管理者との協議における承認や、折損事故や想定外の位置に埋設されていることによる再工事のリスク等を勘案いただいたうえで、運営権者の裁量で実施していただく範囲と考えます。	
61	要求水準書(案)	52	第5	3	(2)	イ	掘削調査	質問	業務の迅速化を図る為、計画・設計段階で一括して掘削調査を行うことは認められますでしょうか。	調査掘削のみ行う工事については、市による工事においても実施した実績があります。一括して行うことについては裁量の範囲と考えます。	
62	要求水準書(案)	53	第5	3	(2)	オ	施工協議	質問	「市の道路管理者が管理する道路での工事施工にあたっては、月例で開催される工程会議に市とともに出席し、(中略)また、市以外の道路管理者からの指示により行われる会議にも市とともに参加し、同様の対応を行うこと。」とありますが、それぞれの会議における出席者、主な議論事項を教えてください。	工程会議には、道路管理者の他、各埋設物管理者が出席しています。会議では道路管理者を含む各出席者が担当する工事の実施状況や今後の予定等を発表し、必要に応じて質疑応答が行われる他、道路管理者からの指示や注意事項等の周知があります。なお、市以外の道路管理者が行う定例の会議等は現在行われていませんが、開催の指示があった場合には対応いたします。	
63	要求水準書(案)	53	第5	3	(2)	ケ	施工協議	質問	施工に関わる関係機関との協議事項等の記録については、現行どのように記録、保存されているか教えてください。(例:手書きで作成し、紙媒体で保存)	手書きで作成し紙媒体で保存しているものもあるほか、電子媒体で作成、保存しているものもあります。	
64	要求水準書(案)	53	第5	3	(3)	ア	地元調整	質問	「工事施工に対する市民の協力を得るため、施工現場の周辺及び断水や濁り発生等の影響範囲に位置する住民や事業所等に対し、事業の目的、工事内容、断水・濁り発生の影響及び期間等について、丁寧にPRしたうえで、工事施工に着手すること。」とありますが、市民の協力を得るための活動などは、原則運営権者のみで行うという理解でしょうか。または大阪水道局の職員の方にも同席いただくという理解でよろしいでしょうか。	原則、運営権者のみで行っていただきます。	
65	要求水準書(案)	54	第5	3	(3)	ウ	地元調整	質問	施工完了後(完成検査後)の住民、事務所棟からの問い合わせ等については、市、運営権者どちらの対応となりますでしょうか。	更新工事に係る問い合わせの場合は、運営権者による対応となります。	
66	要求水準書(案)	54	第5	3	(4)	ア	施工監理	質問	「着手から完成に至る工事の各工程における、品質、工程、安全面でのハザード(危害要因)を抽出、分析したうえで重要管理点を設定し、その履行確認を行う」といった現行のプロセスにおける課題について教えてください。	重要管理点の設定による施工監理の実施においては、現行プロセス運用開始以降においても、施工に係る新たなインシデントの発生や各種の要求事項への対応が求められるなど、施工を取り巻く環境は日々変化していることから、重要管理点のPDCAサイクルによる不断の見直しと、施工実施者に対する実行性の確保が課題であると認識しています。	
67	要求水準書(案)	54	第5	3	(4)	キ	施工監理	質問	ICT導入に於いて市と同等以上の水準を提示して下さい	現在、市が行っているICTによる施工管理については、「守秘義務対象資料(第二次)」にてお示ししています。	
68	要求水準書(案)	54	第5	3	(4)	キ	市と同等以上のICT導入	質問	「市と同等以上のICT導入」とあるが、比較に用いる具体的根拠をお示しいただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、開示時期についても教えてください。	詳細については、競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。	
69	要求水準書(案)	54	第5	3	(4)	キ	施工監理	質問	「施工現場と事務所間のリアルタイムでの情報共有や書類作成の迅速化、施工実施者に対する指導へのICTの導入について(中略)積極的に導入すること」とありますが、施工監理以外の業務でICT導入・活用に関する検討・期待される内容があれば教えてください。	施工監理以外の業務においてICT導入・活用に関する要求事項はありませんが、応募者のご判断で提案することは妨げません。	
70	要求水準書(案)	56	第5	3	(6)	イ	完成図書類	質問	「(ア)から(キ)に示す完成図書類について、市による確認を受けること」とありますが、現在どのように作成、確認、保管しているか教えてください。	現在は、工事受注者が土木工事共通仕様書に基づき作成し、市による工事完成検査において管財課、工務課とともに内容の確認を行っています。工事受注者から提出された図書類は、契約書(写し)や各種許可証等とともに、工事完成書類一式として、水道センターにおいて保管しています。	

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
71	要求水準書(案)	57	第5	3	(6)	才	工事完成検査	質問	完成図書について市による確認を受けることとありますが、確認の時期、頻度は運営権者側で決定できると理解してよろしいでしょうか。また、確認する媒体は電子データでよろしいでしょうか。	確認の時期、頻度については、実施契約書(案)No.83の回答をご確認ください。なお、確認の媒体については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて、具体的な内容をご提示いただければ、適宜判断してまいります。市によるモニタリングや維持管理業務において工事完成図面等の情報を用いるにあたり、紙での提出を求めることがあります。	
72	要求水準書(案)	57	第5	3	(6)	才	工事完成検査	質問	完成図書類を工事完成検査を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存とありますが、5年間はSPCを解散せず保存しておかなければならないのでしょうか。解散後も代表企業が5年間保存していれば良いという理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第71条第6号」に定めるとおり、運営権者にて保存するのではなく、事業引継にあたって市に送付いただくこととなります。	
73	要求水準書(案)	58	第5	4			参照文書	意見	市の基準等と同等以上とすることが求められている事項に係る、は、事業計画策定に必要な情報のため、資格審査結果通知後に開示願えませんか。	募集要項No.77の回答をご確認ください。	
74	要求水準書(案)	58	第5	4			参照文書	意見	参照文書の規定類、～につきましては、業務内容の把握、実施体制検討に必要なため、今回の守秘義務付き開示資料に含め開示資料としていただくことを要望します。		
75	要求水準書(案)	60	第6	3	(1)	イ	災害時における市内の水道管復旧	質問	「市の求めに応じて、市との合同訓練に参加すること」とありますが、当該訓練の頻度をご教示ください。	合同訓練の企画内容・規模にもよりますが、年1回程度の開催を見込んでおります。	